

令和6年12月26日

平塚市監査委員	市川喜久江
同	城田孝子
同	山原栄一
同	秋澤雅久

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の種類及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する令和6年度の財務監査

健康・こども部	保育課、青少年課
まちづくり政策部	交通政策課
土木部	土木総務課

2 監査の実施期間

令和6年10月9日から11月28日まで

3 監査の方法及び監査項目

基準第2条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- （1）事務事業及び管理運営事項
- （2）収入事務
- （3）支出事務
 - 契約事務、補助金等の事務
- （4）財産の管理事務
- （5）庶務その他事務

4 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

健康・こども部

(1) 保育課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

支出事務において、保育料徴収委託事務における私人徴収委託の告示文書に根拠法令の誤りがあった。

契約事務において、個人情報取扱特記事項に基づく個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、書面による受注者からの報告漏れが複数あった。

関係法令に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
夕陽ヶ丘保育園	①機械換気設備の換気量不足 ②阻集器グリストラップ発錆 ③屋根梁の発錆

(2) 青少年課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

契約事務において、青少年会館施設管理委託業務における第三者委託について、書面による報告を求めていなかった。

平塚市契約規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
青少年会館	良好に管理されていた。
みなと子どもの家	良好に管理されていた。

まちづくり政策部

(1) 交通政策課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

収入事務において、国庫支出金の交付指令に対する調定手続きを行っていなかった。

契約事務において、個人情報取扱特記事項に基づく個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、書面による受注者からの報告漏れがあった。

関係法令に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
纏自転車等保管場	良好に管理されていた。
片岡駐輪場用地	良好に管理されていた。
中沢橋自転車・バイク駐輪場	良好に管理されていた。

土木部

(1) 土木総務課

ア 財務に関する事務の執行について適切に行われていると認められた。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
測量標識（四等三角点）	良好に管理されていた。

以 上